

## 第2期優良運転代行業者評価制度がスタートします。

申請受付期間 平成27年9月1日～30日

全国の運転代行事業者の皆様へ

飲酒運転根絶の受け皿としての運転代行業務に日々ご精励の段、心より敬意を表します。

さて、本年11月より第2期優良運転代行業者評価制度がスタートいたします。

以下の要領で受付を開始いたしますので、なにとぞ一社でも多くの運転代行業者の皆様が優良申請されることをお待ち申し上げます。

### 今後の日程

- 申請用紙の交付 第1期優良認定業者の方々には、当協会から申請用紙一式をお送りします。新規に申請される方は、(公社)全国運転代行協会または(公財)運転代行振興機構ホームページから申請用紙一式をダウンロードされるか、優良運転代行評価認定委員会宛にファックスでご請求ください。
- 受付期間 平成27年9月1日～9月30日  
申請の手引きを参考に、認定に必要な書類一式をそろえて郵送で申請してください。書類に不備があると審査・結果通知が遅れることがあります。
- 申請手数料 第1期優良認定業者の方が引き続き申請される場合 5,000円  
(新規に申請される場合 8,000円)  
※申請手数料の入金確定後に審査に入ります。入金が遅れると審査・結果通知が遅れます。
- 認定の結果 優良認定された業者の方には、優良認定証書と優良認定ステッカー(1枚500円程度・有償)を交付します。
- 制度の告知 優良認定業者名は、両法人のホームページ上で公表するほか、全国飲食店衛生同業協同組合連合会を通じて全国の飲食店に告知するなど、あらゆる機会をとらえて、制度のPRに努めます。

優良運転代行業者評価認定委員会 委員長 埜 尚志  
〒103-0026 東京都中央区日本橋兜町9-7  
TEL 03-3668-2788 FAX 03-3668-2789  
公益社団法人全国運転代行協会 会長 丹澤忠義  
公益財団法人運転代行振興機構 代表理事 坂本則夫

# 優良運転代行業者評価制度の申請準備の手引き

申請の必要事項は以下の通りです。よく確認してご準備ください。

第2期 H27.9 申請受付  
(認定期間 H27.11~H29.10)

- 申請書 (案内一式に同封してあります)
- 誓約書 (案内一式に同封してあります)
- 自認書 (案内一式に同封してあります)
- 評価基準を満たすことを証明する書類 (下表のとおり)

レ	申請時に必ず添付が必要な書類	審査項目	備考
	都道府県公安委員会の認定証の写し	開業2年以上	2015年10月末日時点で認定日から2年以上を経過
	共済(保険)加入の証書の写し	代行共済(保険)に加入し掛金滞納が無い ※日割精算方式を利用していないこと	優良認定後に掛金滞納(失効)が判明するか、所定の書類が提出されない場合は優良認定取消。 ◆共済加入の方については、優良認定後に毎月の掛金状況を共済組合に照会します。 ◆損保加入の方は、優良認定後に年1回、掛金納付を証明する書類を損保会社から取得し写しを提出してください。
	随伴車の任意保険証書の写し	随伴車の任意保険に加入し掛金滞納が無い	優良認定後に掛金滞納が判明すれば優良認定取消
	代行業に関する確定申告書の写し、または、税理士か公認会計士が認めた決算書の写し、または、電子納税の申告控えの写し	納税申告義務を果たしている	金額欄は紙を当てたり塗りつぶすなどして見えない状態でも可。事業者名と税務署の受理印が明瞭であること。
	代表者の運転記録証明書(自動車安全運転センター発行)の写し	代表者が過去2年に悪質な違反(飲酒運転、無免許、救護義務違反など)がない	記録は1年、3年、5年の単位で発行されます。審査対象の2年分がわかるよう3年単位を取得してください。
	料金表の写し	料金表を備えてあること	お客に説明する際に用いている料金表の写し
	(この審査項目の添付書類は必要ありません)	業法及び関係法令を遵守	警察、運輸支局による行政処分公表情報を照会しますので添付書類は必要ありません。優良認定後に行政処分情報が判明すれば優良認定取消。

- 申請手数料 8,000円 (ただし、第1期優良認定業者は5,000円)  
振込先: みずほ銀行 兜町支店(普通) 2175853 口座名義: 優良運転代行業者評価認定委員会  
※入金確認後に審査を行います。申請関係書類を投函後にお早めにお振込をお願いします。  
申請者と振込人の名義が異なる場合はご一報ください。  
※随伴車の台数に関係なく1事業者一律8,000円です。  
※審査の結果、優良認定されなかった場合でも返金はいたしかねますのでご了承ください。

## 第2期 実施スケジュールは以下の通りです

**申請受付**  
2015年9月1日から  
9月30日まで申請  
受付(申請は事業者  
の任意)

\*申請手数料 8,000円  
(第1期優良認定業者は5,000円)

**審査・認定事務**  
同年10月末までに  
審査を行い優良認  
定証、ステッカーを  
交付

\*実費1枚500円程度を予定。  
随伴車台数分交付。

**優良認定発効**  
同年11月1日か  
ら事業者名公表、  
ステッカー貼付

\*H27年11月~H29年10月まで  
2ヵ年有効

## 「優良」事業者名を広く告知するなどのメリットがあります

- ◎ 優良運転代行業者評価認定委員会、公益社団法人全国運転代行協会、公益財団法人運転代行振興機構それぞれにおいて優良業者の地域・事業者名を積極的に告知します。  
\*マスコミ、行政、関係業界(飲食・観光・レジャー業界など)への周知  
\*記事・広告媒体やインターネットを使つての告知 など  
(申請手数料はこれらPRの財源となりますので、申請件数が多いほど効果的なPRができます。ご理解とご協力をお願いします)
- ◎ 優良事業者には随伴車用のステッカーを交付し、見分けられるようにします。
- ◎ 地域の組合・グループなどの活動の一環として優良認定業者をPRすることができます。

## 【優良運転代行業者評価制度に関するお問い合わせ先】

公益社団法人 全国運転代行協会  
TEL: 03-3668-2788 FAX: 03-3668-2789 メール: office@untendaikoukyoukai.or.jp  
公益財団法人 運転代行振興機構  
TEL: 03-3523-1051 FAX: 03-3523-1052 メール: info@daikikou.jp

# 優良運転代行業者証



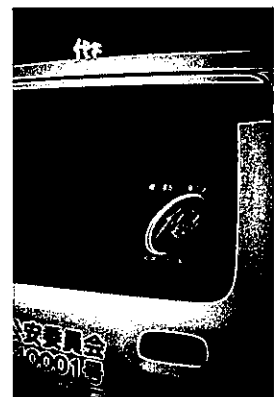
29.10

優良運転代行業者評価認定委員会

## 優良認定ステッカーのイメージ

ほぼ実物大

目立ちやすいカラーにする予定です



## 注意

### いわゆる日割精算方式を利用する事業者の審査について

優良運転代行業者評価認定委員会

随伴用自動車が稼働する日だけ共済に加入登録し、稼働しない時には抹消するなどのいわゆる日割精算の方法を利用する事業者は、優良運転代行業者評価制度の審査においては優良認定をしません。

理由として、日割精算方式を利用している事業者については、万一にも稼働車両が共済登録漏れであるケースを排除できず、利用者も外見から車両の共済登録の有無の見分けが付きません。優良認定する以上は万全の損害賠償措置が講じられていることを利用者に表示義務があり、少なくとも日割精算方式を利用していないことを要件とします。

審査方法として、優良運転代行業者評価認定委員会が、事業者が加入する共済組合（または損害保険会社）に対し随伴用自動車の付保の状況を確認します。

#### （１）優良認定の段階

9月1日から同月末の1ヵ月において、随伴用自動車の異動（加入登録と抹消）があるものは優良認定しない。ただし、次の①②の場合を除く。

- ①9月の途中から新たに登録された車両がその後も抹消することなく付保されている。または、9月の途中で抹消され、その後も登録されることが無い。
- ②修理や車検で一時的に稼働しない車両、また、それに替って登録する車両がある場合は、修理や車検の時期を証明することができる。

#### （２）優良認定後の段階

優良認定後も毎月1日から同月末の状況を同様に確認し（１）と同様にその月の異動が判明した場合は優良認定を取り消す。

必要に応じて優良運転代行業者評価認定委員会は、共済組合（または損害保険会社）に対し、本制度に申請した事業者が加入する随伴用自動車の付保状況がわかる書類の提出を求めます。

以上

平成27年7月吉日

自動車運転代行業者各位

優良運転代行業者評価認定委員会

## 第2期優良運転代行業者評価制度の実施について

みだしのことについては運転代行業界の健全化を図るための一環として次により優良運転代行業者評価制度を実施することとしたので通知する。

### 記

#### 1 目的

飲酒運転を抑止するための受け皿として、運転代行業はその役割を果たすべく、全国で約8千8百の業者が運転代行業務に取り組んでいる。しかし利用者にとっては利用しようとする運転代行業者が法令を順守し、かつ良質なサービスを提供している優良業者かどうか判断できないのが実態である。これらの問題を解決するため、利用者及び飲食店等において、安全・安心な運転代行業者を選択できる優良運転代行業者評価制度を導入して、その普及により業界全体の健全化を図ろうとするものである。

#### 2 実施年月日

平成27年9月1日より申請受付（9月末日まで）

同11月1日より優良認定発効（2年間有効）

#### 3 評価認定要件

優良運転代行業者の評価認定要件は、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（以下「運転代行業法」という。）関係法令の遵守状況及び随伴用車両の任意保険の加入状況等に係る項目について定めた別紙1「優良運転代行業者評価認定要件」のとおりとする。

#### 4 優良運転代行業者の評価認定手順

##### （1）対象者

運転代行業者として都道府県公安委員会の認定を受け2年以上経過していること。

##### （2）評価認定申請

優良運転代行業者の評価認定を希望する事業者は、別紙2「優良運転代行業者評価認定申請書」を、運転代行優良業者評価認定委員会宛に、提出す

ること。

(3) 評価認定申請手数料

認定申請時に申請手数料を委員会に納付すること。

申請手数料については第1期優良認定業者は5,000円、新規申請業者は8,000円とする。

(4) 評価認定審査

評価認定申請を受理した委員会は、別紙1に定める評価認定要件適合の可否について調査・審査し、その結果、評価認定要件に適合した場合は、優良運転代行業者として認定するものとする。

5 評価認定通知及び広報

委員会が優良運転代行業者に評価認定した場合は、当該事業者に対し、「優良運転代行業者評価認定通知書」により通知するとともに、利用者及び飲食店等に対しホームページ等で周知徹底する。

6 評価認定書及び優良認定ステッカーの交付

評価認定をうけた優良運転代行業者に対し、別に定める「優良運転代行業者評価認定書」及び「優良認定ステッカー」を交付する。優良認定ステッカーは随伴用車両に貼付すること。(随伴用車両1台につき1枚を交付。頒布代金は1枚約500円)

7 評価認定の有効期間

評価認定後2年間とする。評価認定継続を希望する場合は再申請すること。

8 評価認定の取り消し

次の行為があった場合は、委員会は評価認定の取り消し処分を行うこと。

- (1) 評価認定基準に抵触する事案が生じた場合。
- (2) 評価認定を受けていない事業者に優良認定ステッカーを使用させた場合。
- (3) その他評価認定業者として相応しくない事案が発生した場合。

9 評価認定書及び優良認定ステッカーの返納

廃業または評価認定の取り消し処分を受けた場合は、速やかに委員会に評価認定書及び優良認定ステッカーを返納すること。

以上

優良運転代行業者評価認定委員会

## 第 2 期優良運転代行業者の評価認定要件

優良運転代行業者の評価認定要件は下記のとおりとする。

### 1 評価認定要件

- (1) 運転代行業者として都道府県公安委員会の認定を受け 2 年以上経過していること。
- (2) 運転代行共済（保険）及び随伴用車両の任意保険に加入しており、損害賠償措置が万全であること。（下欄の注意事項参照）
- (3) 事業者として運転代行業法に定められた規定を遵守していること。
- (4) 事業者として納税申告義務を果たしていること。
- (5) 代表者が過去 2 年以内に悪質な法令違反（酒酔い・酒気帯び、無免許運転、救護義務違反等）がないこと。
- (6) その他優良運転代行業者として相応しくない事項がないこと。

- 2 評価認定するには要件すべてに該当することが条件となること。また、評価認定申請書に記載した事項に変更が生じた場合は、すみやかに優良運転代行業者評価認定委員会に届け出ること。

※申請内容については、優良運転代行業者評価認定委員会が確認する。

### 注意事項

第 2 期の審査においては、受託自動車保険(共済)の車両を日単位で加入登録および抹消を繰り返し行ういわゆる日割精算方式を、9 月 1 日以降に利用する事業者は優良認定の資格を失います。現在この方式を利用している事業者で優良認定を受けようとする場合はこの方式をとらないよう準備してください。

## 第2期優良代行業者評価認定申請書

優良運転代行業者評価認定委員会 殿

優良運転代行業者としての評価認定を受けたく申請いたします。

申請書には、申請日時点の内容を記載してください。

申請年月日	平成 年 月 日	認定年月日	
(フリガナ)		S H	年 月 日
申請業者名	法人	認定番号	
	個人		
(フリガナ)		生年月日	
代表者名		T S H	年 月 日
	(携帯 ー )		
所在地	(〒 ー )		
	(TEL. ー ー )		
	(FAX. ー ー )	本社以外の営業所数	カ所

随伴用車両台数	●普通車 台	●軽自動車 台	●計 台
---------	--------	---------	------

損害賠償措置	運転代行共済(保険)付保先	
	随伴用車両の任意保険付保先	

○申請書には、誓約書、自認書他必要書類を添付します。

○申請時には、下記の申請手数料を指定の金融機関に振り込みます。

第1期優良認定業者 5,000円

新規申請業者 8,000円



優良運転代行業者評価認定委員会 御中

申請業者名

代表者名

印

## 誓約書

私は、運転代行業法及び関係法令を遵守し、下記のとおり適正な運転代行業務を行っており、今後も遵守することを誓います。

- 1 運転代行共済（保険）に加入しており、損害賠償措置の概要について利用者  
に書面により説明するよう従業員を指導しています。
- 2 随伴用自動車への任意保険に加入しています。
- 3 納税申告義務を果たしています。
- 4 事業者として過去2年以内に運転代行業法及び関係法令による刑事、行政  
処分を受けておりません。
- 5 代表者が過去2年以内に悪質な法令違反（酒酔い・酒気帯び、無免許運転、  
救護義務違反等）で処罰を受けていません。
- 6 料金表を備え利用者の目的地に応じて料金の説明をするよう、従業員を指  
導しています。
- 7 その他優良運転代行業者として相応しくない事項はありません。
- 8 接客マナー等について、従業員教育に努めています。

※1 誓約事項について証明すべき資料等は誓約書に添付して提出します。

万一誓約書の内容に違反していることが判明した場合、評価認定を取り消  
されても異存はありません。

※2 運転代行共済（保険）、及び随伴用自動車の任意保険が失効した場合、評  
価認定を取り消されても異存はありません。

（申請者が共済加入の場合）付保の状況を委員会が加入共済に確認するこ  
とに同意します。

（申請者が損保加入の場合）年1回、付保の状況を証明する書類を委員会に  
提

出します。

※3 評価認定を取り消された場合、以後2年間は再申請できないことに同意  
します。

◎証明すべき資料

1. 運転代行業法等の遵守についての自認書
2. 確定申告書の写し、または税理士か公認会計士が認めた決算書の写し、ま  
たは電子申請の申告控えの写し
3. 代表者の運転記録証明書
4. 運転代行共済（保険）及び随伴用自動車の任意保険の証書（証券）の写し
5. 料金表の写し

申請業者名

代表者名

印

優良運転代行業者評価認定委員会  
 運転代行業法等の遵守についての自認書

	確認事項	根拠法令	チェック欄
1	営業所に認定証を掲示していますか？	法律第6条	はい いいえ
2	届出事項に変更があった場合、10日以内に届出を行っていますか？	法律第8条 公安第7条	はい いいえ
3	営業所に料金表を掲示していますか？	法律第11条	はい いいえ
4	料金は具体的に距離等に応じた確定額となっていますか？	法律第11条	はい いいえ
5	運転代行業務に係る車両に損害賠償措置を講じていますか？ 事前に利用者に書面により提示して損害賠償措置の概要について説明するようにしていますか？	法律第12条 国交省令第3条 告示第2条	はい いいえ
6	適切な運転代行業約款を営業所に掲示していますか？	法律第13条 国交省令第4条	はい いいえ
7	利用者が支払うこととなる料金の概算額と算定根拠を運行前に説明していますか？	法律第15条 国交省令第6条	はい いいえ
8	求められれば領収書を発行していますか？	標準約款	はい いいえ
9	客車への代行運転自動車標識の表示は適切に行っていますか？	法律第16条 公安第11、12条	はい いいえ
10	随伴用自動車への表示は適切に行っていますか？	法律第17条 国交省令第7条 告示第3条	はい いいえ
11	上記6、7の内容を利用者に説明することを従事者(従業員)に指導し、その指導を記録していますか？	法律第18条 国交省令第8条	はい いいえ
12	安全運転管理者を選任し交通安全教育、運行管理等の業務を行わせていますか？	法律第19条	はい いいえ
13	苦情処理簿を作成、保存し備え付けていますか？	法律第20条 国交省令第9条	はい いいえ
14	乗務記録簿を作成、保存し備え付けていますか？	法律第20条 国交省令第9条 公安第13条	はい いいえ
15	運転代行業務従事者名簿を作成、保存し備え付けていますか？	法律第20条 国交省令第9条 公安第13条	はい いいえ
16	従業員から運転代行業法第3条第1号から第4号の規定に該当していない旨の誓約書面を取っていますか？	法律第20条 公安第13条	はい いいえ

どちらかに○を付けてください

注 ※法律……自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律  
 ※国交省令…国土交通省関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則  
 ※公安……国家公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則  
 ※告示……自動車運転代行業者が締結すべき損害賠償責任保険契約等の補償限度額及び随伴用自動車の表示事項等の表示方法等を定める告示